

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人 成雅会
主たる事務所の所在地	福岡県粕屋郡須恵町大字新原14番地の7
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 堤 康雅
電話番号	092-932-5881

2. ご利用の事業所

事業所の名称	医療法人 成雅会 居宅介護事業所 ほほえみ泰平
事業所の所在地	福岡県粕屋郡須恵町大字新原14番地の7
都道府県知事許可番号	11介第 165号
管理者の氏名	合田 光宏
電話番号	092-931-1753
ファクシミリ番号	092-934-0045

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してお手伝いいたします。
施設運営の方針	当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。 又、事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1.0	1	
介護支援専門員	2	1	1			1.0	1以上	

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休日
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	月10休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	月10休

ただし、上記による以外は、電話により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

6. 営業日

営業日	平日（月～土曜日）
営業時間	8：30～17：30

7. 居宅介護支援サービスの概要

種 類	内 容	提供方法	利用料
要介護認定の申請代行	要介護等認定の申請を本人、ご家族に代わって、市町村に行います	本人、家族の依頼を受けて、代行して申請を行います。新規、区分変更時は委任状をいただきます。	なし
サービス計画の立案	本人の心身の状況や、家族の状況、ご希望等を勘案し、サービス計画を立案します	訪問、ご来所により、状況希望等を把握し、原案を作成し、サービス担当者（事業所）との調整を行い、同意を得、サービス計画を立案します	なし
情報提供 連絡調整	本人、家族、サービス事業所との連絡調整や関係市町村、関係医療機関、福祉機関に本人の同意の上情報提供いたします	訪問、及び電話等サービス担当者会議文書による情報提供	なし

8. 苦情等申立先

当事業所ご利用 相談窓口	ほほえみ泰平 合田 光宏 国保連苦情相談室 各市区町村福祉課（ 広域連合粕屋支部	092-931-1753 092-642-7859 : TEL 092-652-3111
-----------------	---	---

(事故発生時の対応方針)

事故発生時には、管理者及び主任がその事実関係の確認と状況把握に努め早期の解決を図る事とする。その後、十二分に内容を検討し、再発防止の徹底を図る。事故苦情発生時のマニュアル参考。

9. 利用料金

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです

利用料・要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

◇居宅介護支援（Ⅰ）

要介護1、2：1086単位 要介護3以上：1411単位

居宅介護支援（2）

要介護1、2：544単位 要介護3以上：704単位

居宅介護支援（3）

要介護1、2：326単位 要介護3以上：422単位

◇居宅介護支援（Ⅱ）

要介護1、2：1086単位 要介護3以上：1411単位

居宅介護支援（2）

要介護1、2：527単位 要介護3以上：683単位

居宅介護支援（3）

要介護1、2：316単位 要介護3以上：410単位

※居宅介護支援（Ⅱ）ケアプランデータ連携システム活用及び事務員の配置を行っている場合。1：50件未満 2：50件以上59件未満 3：60件以上

◇介護予防支援

要支援1、2：472単位

○加算：

初回加算：300単位

入院時情報連携加算（Ⅰ）：250単位 入院時情報連携加算（Ⅱ）：200単位

通院時情報連携加算：1月につき50単位：（1回まで）

退院・退所加算：

カンファレンス有：連携一回：600単位 連携二回：750単位 連携三回：900単位

カンファレンス無：連携一回：450単位 連携二回：600単位

緊急時等居宅カンファレンス加算：200単位（2/月まで算定可）

特定事業所加算（Ⅰ：519単位、Ⅱ：421単位、Ⅲ：323単位、A：114単位）

特定事業所医療介護連携加算：125単位：（1回/月）

ターミナルケアマネジメント加算：400単位

※一単位＝10円となります。

○保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき利用者負担金を応じてお支払いいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日（市・町・村）の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

10. 医療機関との連携

- (1) 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当ケアマネジャーの氏名や連絡先についてその医療機関へお伝えいただくようお願いします。
- (2) ケアマネジャーは、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けたときや必要があるときは、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
- (3) ケアマネジャーは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、ケアマネジャーはその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランの意見を求めた医師等に交付します。

11. 公正中立なケアマネジメント

利用者やその家族はケアプランの作成にあたってはケアマネジャーに対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、およびケアプランにその事業者を位置付けた理由の説明を求める事が可能です。

12. 事業の実施地域

実施地域	福岡市、糟屋郡（7町）、太宰府市、大野城市
------	-----------------------

13. 協力福祉機関及び医療機関

医療機関の名称と電話番号	医療法人 成雅会 泰平病院 092-932-5881
ショートステイの受け入れ施設の名称と電話番号	医療法人 成雅会 介護老人保健施設 永寿苑 092-933-5335

14. 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

15. 身体拘束に関して

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名：介護支援専門員_____）から重要事項の説明を受け同意しました。

_____年____月____日

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印
利用者の代理人	住所	_____
	氏名	_____ 印
	続柄	_____